

事業場等排出規制のあらまし

埼玉県の河川は上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも良好な水質にしておかなければなりません。

健康に害となる恐れのあるものや、河川を汚すものを含む排水については、事業場等で下水排除基準値以内に処理してから公共下水道に流すようしてください。

この説明書は、事業場等が公共下水道を使用する場合に必要な届出や排水規制等を示したものです。

戸田市 上下水道部 下水道施設課

下 水 排 除 基 準

項 目		特 定 事 業 場				特 定 事 業 場 以 外			
		排 除 量 : m ³ /日				排 除 量 : m ³ /日			
		∞	50	30	10	∞	50	30	10
カドミウム及びその含有量 (Cd)	0.1 mg/ℓ 以下								
シアン化合物 (CN)	1 mg/ℓ 以下								
有機燐化合物 (Org-P)	1 mg/ℓ 以下								
鉛及びその化合物 (Pb)	0.1 mg/ℓ 以下								
6 価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	0.5 mg/ℓ 以下								
砒素及びその化合物 (As)	0.1 mg/ℓ 以下								
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg)	0.005 mg/ℓ 以下								
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと。								
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	0.003 mg/ℓ 以下								
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ 以下								
テトラリロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下								
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下								
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下								
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下								
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下								
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下								
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下								
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下								
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下								
テトラメチルウラムスルファイト [*] (別名チラム)	0.06 mg/ℓ 以下								
2-,クロロ-4,ヒス(エチルアミ)-s-トリアジン (別名シマジン)	0.03 mg/ℓ 以下								
S-4-クロロベンジル=N・ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ [*])	0.2 mg/ℓ 以下								
ベンゼン (C ₆ H ₆)	0.1 mg/ℓ 以下								
セレン及びその化合物 (Se)	0.1 mg/ℓ 以下								
ほう素及びその化合物 (B)	10 mg/ℓ 以下								
ふっ素及びその化合物 (F)	8 mg/ℓ 以下								
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下								
ダイオキシン類	10ピコグラム-TEQ/ℓ以下								

直
罰
適
用

項 目		特 定 事 業 場				特 定 事 業 場 以 外			
規 制 項 目 (環 境 項 目 等)	排 除 基 準	排 除 量 : m ³ /日				排 除 量 : m ³ /日			
		∞	50	30	10	∞	50	30	10
フェノール類 (C ₆ H ₅ OH)	5 mg/ℓ 以下	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設
銅及びその化合物 (Cu)	3 mg/ℓ 以下								
亜鉛及びその化合物 (Zn)	2 mg/ℓ 以下								
鉄及びその化合物 (溶解性) (s-Fe)	10 mg/ℓ 以下								
マンガン及びその化合物 (溶解性) (s-Fe)	10 mg/ℓ 以下								
クロム及びその化合物 (T-Cr)	2 mg/ℓ 以下								
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸 性窒素含有量	380 mg/ℓ 以下	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外	適 用 除 外
水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5 以上 9 以下								
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/ℓ 以下								
浮遊物質 (SS)	600 mg/ℓ 以下								
ノルマルキサン抽出物質含有量 ア. 鉱油含有量	5 mg/ℓ 以下								
イ. 動植物油脂含有量	30 mg/ℓ 以下								
窒素含有量 (T-N)	240 mg/ℓ 以下								
磷含有量 (T-P)	32 mg/ℓ 以下								
温度 (°C)	45 °C 以下								
沃素消費量 (I)	220 mg/ℓ 以下								

【 備 考 】

1. 単位は pH, 温度, ダイオキシン類を除きすべて mg/ℓ である。
2. BOD, SS, pH, 温度に係る () 内の数値は製造業又はガス供給業について上乗せ適用事項が該当した場合は、BOD(300 未満), SS(300 未満), pH(5.7~8.7), T-N(150), T-P(20), 温度(40°C 未満)の基準値となる。
3. pH から沃素消費量(T-N, T-P 除く)に係る政令の基準は適用可能な最も厳しい基準を示し、その戸田市下水道条例の値である。
4. 環境項目等については、裾切り(適用除外)の排水量を示した。
5. フェノール類から総クロムに係る直罰規定適用除外の排水量は埼玉県の排水基準を定める上乗せ条例による。
6. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量から磷含有量に係る直罰規定適用除外の排水量は総理府令による。

(排除基準値の取扱について)

	基準を超える下水を流した工場又は事業場は、下水道法により処罰されることがあります。また、この基準を超えるおそれのある工場又は事業場に対しては、下水道法により特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことや公共下水道への排水を停止するよう命令することもあります。
	基準を超える下水を流した工場又は事業場は、下水道条例により除害施設を設けたり、必要な措置をするよう命令することもあります。

特定施設とは

水質汚濁防止法に基づき、同施行令（7～16頁参照）で具体的に定められた施設をいいます。特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場といいます。

また、特定施設は、下水道法に基づく届出が必要です。戸田市上下水道部下水道施設課まで届出してください。

悪質下水排出施設とは

下水道排除基準を超えるおそれのある下水を排出する施設で、特定施設以外をいいます。なお、悪質下水排水施設に関する届出については、特定施設に関する届出に準じます。

公共下水道使用開始届

公共下水道への接続等により汚水を公共下水道へ流すことになる際には、まず、「公共下水道使用開始届」を戸田市上下水道部下水道施設課に提出してください。

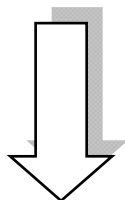
届出の順序

特定施設を新たに設置、または既存の特性施設の構造等を変更しようとする時の届出の手続きの順序は次のとおりです。

届出書の提出

(部数：3部)

届出書を3部提出してください。
提出いただいた3部のうち、1部は受理書と併せて返却します。



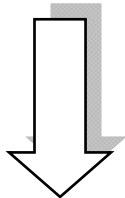
形式的な事柄について審査します。
(必要書類が整っているか記入漏れがないか、押印があるか、等)
訂正が必要な箇所は訂正を求め、訂正不能の場合は返却します。

届出書の受領

形式的な事柄がすべて整っているとき、届出書を受領します。

(書類の審査)

届出書による処理方法で下水排除基準に違反せずに排除できるかどうか審査します。その結果内容が適正であれば、手続きを続行します。

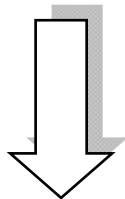


計画変更命令

届出内容が不適正な時は計画変更(廃止)命令を行なうことがあります。

受理書の発行

書類の審査が終了しましたら、受理書を発行します。
着工をお願いします。



工事中に特定施設に係る変更があれば、ご連絡ください。

工事完了

特定施設に関する届出

特定施設については、次の届出が必要です。戸田市上下水道部下水道施設課まで届出してください。

届出の種類	届出を要するもの	届出の期限
特定施設設置届	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用し、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするもの。	特定施設を設置しようとする日の60日前まで
特定施設使用届	特定施設に指定された際に、現にその施設を設置している者(工事中を含む)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するもの。	特定施設となった日から30日以内
	特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するもの。	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
特定施設の構造等変更届	特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするもの	特定施設の構造を変更しようとする日の60日前まで
氏名変更等届	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更したもの	変更した日から30日以内
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止したもの	廃止した日から30日以内
承継届	特定施設の設置又は使用の届出を行なった者から特定施設を譲り受けたもの若しくは相続又は合併によってその届出をした者の地位を承継したもの	承継した日から30日以内

なお、悪質下水排水施設に関する届出については、特定施設に関する届出に準じます。

除害施設に関する届出

除害施設に関する届出については、戸田市下水道条例による。

除害施設管理責任者とは

悪質な下水を排除するおそれのある工場又は事業場において、下水を排除基準内にして排除するために必要な仕事をする者をいいます。

○ 除外施設管理者は、次の業務を行ないます。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 除害施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。

○ 除害施設管理責任者になるには、次の資格が必要です。

- (1) 水質関係公害防止管理者の資格を有する者。
- (2) 水質関係公害防止主任者の資格を有する者。
- (3) 下水道法に規定する資格を有する者。
- (4) 市(町)が行なう講習会の過程を終了した者。

除害施設管理責任者を選任又は変更したときは、7日以内に戸田市役所上下水道部下水道施設課まで届け出てください。

その他の義務

1. 水質の測定とその記録の義務

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、当該下水の水質を測定しその結果を記録して、5年間保存してください。

2. 報告義務

公共下水道管理者が報告を求めたときは、特定施設の設置者及び悪質下水の排除者は、下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関して報告してください。

3. 立入検査に応じる義務

戸田市職員は、下水道の働き及び構造に係る書類を保存します。また、事業場等から公共下水道へ流す水が下水道排除基準の範囲であるか確認のため、戸田市職員が排水区域内の他人の土地または建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設等进行检查することができます。

戸田市職員の立ち入り検査の際には、ご協力をお願いします。

特定施設一覧(水質汚濁防止法施行令から)

○水質汚濁防止法施行令

(昭和四十六年六月十七日)

(政令第百八十八号)

別表第一(第一条関係)

(昭四七政三四六・昭四九政三六三・昭五一政一二二・昭五一政二一八・昭五三政一二三・昭五四政一三二・昭五五政二五五・昭五六政三二七・昭五七政一五七・昭六一政二一四・昭六一政三三六・昭六三政二五二・平二政一五・平二政二六六・平三政二四〇・平四政二一八・平四政二三七・平一〇政一七三・平一一政四一二・平一二政三一三・平一三政二〇一・一部改正)

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 選鉱施設

ロ 選炭施設

ハ 坑水中和沈でん施設

ニ 掘さく用の泥水分離施設

一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)

ハ 湯煮施設

三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水産動物原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 脱水施設

ニ ろ過施設

ホ 湯煮施設

四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 圧搾施設

ニ 湯煮施設

五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 湯煮施設

ニ 濃縮施設

ホ 精製施設

- へ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設
- ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- へ 蒸りゅう施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
- ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)
- ハ 分離施設
- ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
- ハ 精製施設
- 十六 めん類製造業の用に供する湯煮施設

- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗淨施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - へ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
- 二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗淨施設
- 二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - へ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設

- ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗淨施設
- 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗淨施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設
- 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗淨施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗淨施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗淨施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗淨施設
 - ル 湿式集じん施設
- 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸りゅう施設

- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
- 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸りゅう施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 蒸りゅう施設

ロ 分離施設

ハ 廃ガス洗淨施設

三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 廃酸分離施設

ロ 廃ガス洗淨施設

ハ 湿式集じん施設

三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設

リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設

ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設

ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗淨施設

三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

ロ 脱臭施設

四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設

四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 抽出施設

- 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗淨施設
- 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
- 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
- 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗淨施設
- 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 四十八 火薬製造業の用に供する洗淨施設
- 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
- 五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸りゅう施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設
 - ホ 潤滑油洗淨施設
- 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
- 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設

- 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 研摩洗淨施設
 - ロ 廃ガス洗淨施設
- 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- 五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 五十八 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗淨施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗淨施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設

六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設

ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めっき施設

六十六の二 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。))の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗たく施設

ハ 入浴施設

六十六の三 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。))に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の五 飲食店(次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設

六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

六十八の二 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。))で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

六十九の二 中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。))に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るもの

に限る。)

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

六十九の三 地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

七十 廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)

七十の二 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)

七十一 自動式車両洗淨施設

七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設

七十一の四 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)